

福島県

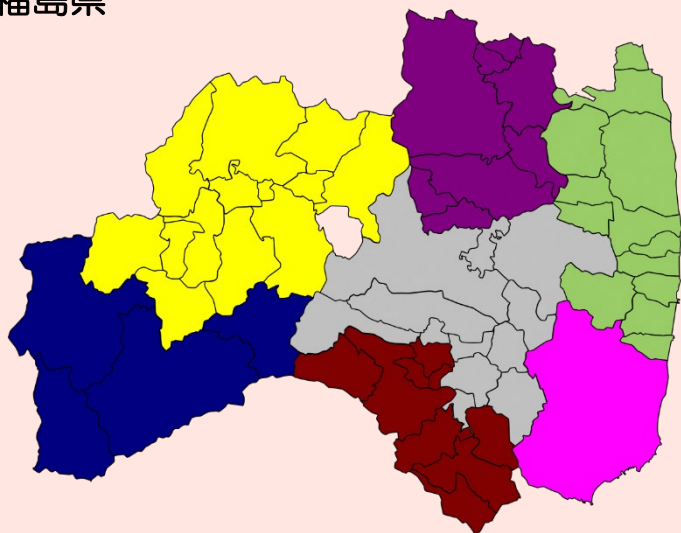
みんなで作る こころの地域包括ケアシステム

福島県では・・・

- 『精神障がい者地域移行・地域定着検討会（以下県協議の場）』及び圏域毎の検討の場を中心に、関係機関のネットワークづくりを実施してきました。県協議の場では、R1年～ R3障がいの検討ができており、検討結果を自立支援協議会で吸い上げる形をとっています。
- H30年～精神障がい者アウトリーチ事業を開始し、地域のネットワーク構築や支援力向上を図っています。
- ピアサポーターの養成や活動推進に力を入れており、R1年～ピアサポーターと意見交換を行いながら事業を運営しています。

1 県又は政令市・特別区の基礎情報

福島県



取組内容

- ①協議の場
- ②地域移行関係職員に対する研修
- ③普及啓発事業
- ④ピアサポーターの活用に係る事業
- ⑤家族支援に係る事業
- ⑥神障がい者アウトリーチ推進事業
- ⑦マッチング事業

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R3年6月時点）	7	か所		
市町村数（R3年6月時点）	59	市町村		
人口（R3年6月時点）	1,808,992	人		
精神科病院の数（R2年6月時点）	31	病院		
精神科病床数（R2年6月時点）	6,158	床		
入院精神障害者数 （R2年6月時点）	合計	4,412	人	
	3か月未満（％：構成割合）	755	人	
		17.1	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	734	人	
		16.6	％	
	1年以上（％：構成割合）	2,923	人	
		66.3	％	
退院率（H29年6月時点）	うち65歳未満	1,098	人	
	うち65歳以上	1,825	人	
	入院後3か月時点	63.0	％	
入院率（H29年6月時点）	入院後6か月時点	79.0	％	
	入院後1年時点	88.0	％	
	相談支援事業所数 （R3年5月時点）	基幹相談支援センター数	11	か所
	一般相談支援事業所数	89	か所	
	特定相談支援事業所数	168	か所	
保健所数（R3年6月時点）	9	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R2年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R1年10月時点）	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	か所/障害圏域数
	市町村	有	31 / 59	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

福島県精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築 関連事業

～東日本大震災関連の転退院促進～
マッチング事業

⑦

～関係者間の連携強化、課題の共有と社会資源創出～
県・圏域・市町村ごとに協議の場を設け、重層的に課題を共有・検討。

①

～当事者同士の支え合い促進、人材育成～

ピアサポーター関連事業
(詳細P6)

・養成講座、スキルアップ講座、ピア同士の交流会等(委託)

・病院研修会・交流会(精神保健福祉センター)

・ピアサポーターと行政の意見交換会(委託、本庁、精保センター)

④

～家族支援促進～

家族同士の交流会・研修、障がい者と家族の交流会等(委託)

⑤

～地域住民の理解促進～

一般住民向け理解促進研修(保健福祉事務所)

③

～支援者の人材育成～

・訪問看護事業者向け研修会、困難ケース相談会(委託)

・医療機関・福祉関係・行政職員向け研修(保健福祉事務所)

②

～地域のネットワーク構築、支援者の人材育成、県民への直接支援～
アウトリーチ推進事業(詳細P7)

⑥

地域移行



地域の基盤整備



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

福島県では、精神障がい者が住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく生活することができるよう、病院や福祉事業所等の支援者、ピアサポーターとのネットワーク強化を目指している。具体的な事業は下記のとおり。

①協議の場（主体：県・保健福祉事務所・市町村）

- ・地域移行・地域定着促進検討会・・・県に一つの協議の場として、圏域や市町村の取組の加速を図っている。また、県レベルで取り組むべき課題の検討も行っており、R元年より身体・知的分野の関係者や、県自立支援協議会と連携をとっている。
- ・圏域ごと・市町村ごとの協議の場・・・各地域で課題を抽出し、関係機関と検討している。

②地域移行関係職員に対する研修（主体：保健福祉事務所、県庁、委託）

- ・圏域ネットワーク強化研修・・・医療機関や福祉事業所、行政等対象の研修
- ・訪問看護事業者向け事業・・・研修会・困難ケースの相談会

③普及啓発事業（主体：保健福祉事務所）

- ・精神障がい者理解促進研修会・・・一般住民向け研修会

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- ④ピアサポーターの活用に係る事業（主体：委託、精神保健福祉センター、県庁）
（詳細は別紙P6）
- ⑤家族支援に係る事業（主体：委託）
 - ・家族同士の研修会・交流会、障がい者と家族の交流 等
- ⑥精神障がい者アウトリーチ推進事業
 - ・相双圏域における震災対応型アウトリーチ（主体：委託）
 - ・保健型アウトリーチ（主体：精神保健福祉センター、詳細は別紙P7）
- ⑦その他
 - ・マッチング事業（主体：県庁）・・・東日本大震災に伴う入院者の転退院促進

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

ピアサポーター関連事業

方針：雇用を見据えつつ、地域を支えるピアサポーターを養成する。

ピアサポーターの希望適正により地域包括ケアシステム構築のための活動に携わってもらう。

ピアサポーター 養成講座

目的：地域を支えるピアサポーターの養成。

募集の段階で、ピアサポーターの希望する活動内容を確認する。

雇用による個別支援実施

●事業所向け理解促進研修

ピアの雇用形態、雇用側の注意点、費用など雇用の実際を講話し、事業所等のピア雇用への理解を深める。

地域包括ケアシステム構築への協力

●ピアサポーターとの意見交換会

ピアサポーターと委託事業所、行政等が、今後のピア活動について検討し、地域づくりに必要な活動をピアとともに実施する。

例：ピアとの交流会開催、住民向け普及啓発等

仲間同士の支え合い強化

●フォローアップ研修への参加

ピアのスキルアップ、ピア同士の繋がり強化

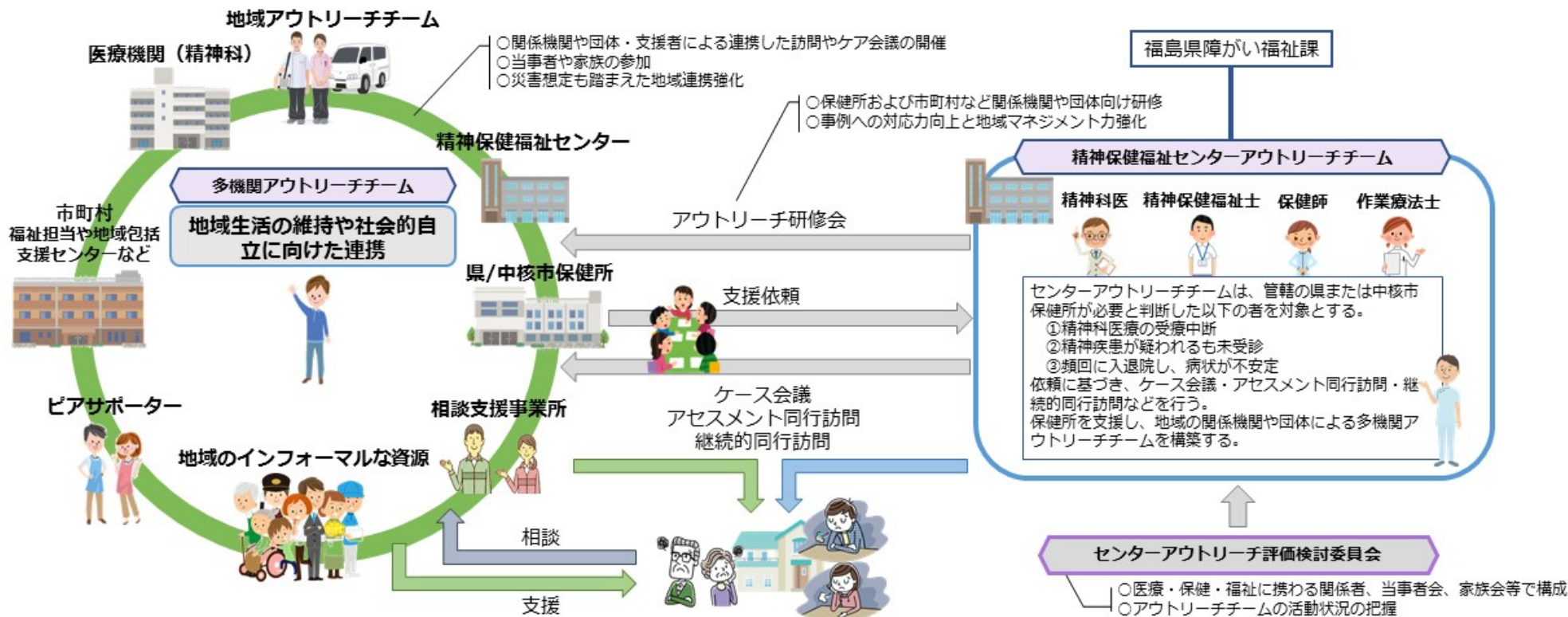
●病院等での体験談発表

ピアサポーターの活動の階層

●精神保健福祉センター
ピアサポーター活動支援研修
主にピア活動を実施していない病院で実施。病院と保健所のピア活用を促進する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要図



【福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の特徴】

- ①県内全域を対象とし、活動エリアは、県および中核市保健所圏域毎に、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市に区分する。
- ②保健所を支援し、地域の関係機関や団体による多機関アウトリーチチームを構築する。
- ③保健所および地域の関係機関や団体と連携した多職種アウトリーチチームによって、対象者の地域生活の維持や社会的自立を支援する。
- ④保健所および地域の関係機関、団体の取り組みに助言し、支援者向け研修会等を計画・開催するなどの技術的支援を行う。
- ⑤保健所からの依頼をもとに、対象者へのケース会議、アセスメント同行訪問、継続的同行訪問などを実施する。
- ⑥アセスメント同行訪問は、回数は原則3回以内および訪問期間は1ヵ月以内とし、方針決定後は地域の担当者の訪問方針へ助言することを目的とする。
- ⑦継続的同行訪問の頻度については、全県が広域にわたることを踏まえ月1回程度を当面の予定とし、訪問継続期間は原則として6ヵ月以内とする。
- ⑧継続的同行訪問の開始から6ヵ月以内に、保健所および関係機関や団体を含む協議を行い、当アウトリーチチームによる支援継続の必要性や、終了後の助言など、今後の方針を決定する。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	内 容
地域移行・地域定着促進 検討会	(検討会)						(検討会・ 全体会)		<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：障がい福祉課(委託事業) ・開催回数：検討会3回、全体会(研修会)1回 ・R1年～「にも包括」県の協議の場となった。 ・参集者：各圏域から医療、福祉、行政など約30名
圏域の協議 の場	(圏域連絡会等)				(協議の場)				<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：保健福祉事務所 ・H30年～R1年に各圏域に「にも包括」協議の場を設置。場の位置づけも検討課題も、地域の実情に即した形としている。
地域移行関係職員 に対する研修 普及啓発事業	(理解促進研修、圏域ネットワーク強化研修)								<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：保健福祉事務所 ・圏域の課題に即して研修を実施。
ピアサポ ーター関連事業	(養成研修)								<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体・・・障がい福祉課(委託事業)
	(体制整備)								
精神障がい 者アウトリー チ推進事業							(保健型)		<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：精神保健福祉センター ・活動範囲：県内全域
	(震災対応型)								<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：障がい福祉課 (委託事業) ・活動範囲：相双地域

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①協議の場の設置状況	中核市に設置 実施	3市のうち2市 が設置	未設置の1市も県協議の場には参加している。
②地域の困難ケースの対応に係る研修会の開催	開催	2回開催	R1に実施した調査から明らかとなった地域生活が困難であるケースの対応について研修会を開催した。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 関係機関やピアサポーターが熱心で、協力的である。
- 「地域移行・地域定着促進検討会(以下県協議の場)」において、3障がいの検討ができています。
- ピアサポーターの養成数が多く、地域でもピア活動が根付いている。
- アウトリーチ事業の運営により、地域の支援力向上だけでなく、地域課題把握にも繋がっている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
「触法」に関する支援体制が不十分。	県協議の場の全体会で、弁護士を講師とした研修会を実施。司法と障がい福祉の連携を図る。	行政	委託先とともに企画立案・研修会実施。
		医療	研修会受講、司法との連携のあり方を協議
		福祉	研修会受講、司法との連携のあり方を協議
		その他関係機関・住民等	研修会受講、司法との連携のあり方を協議
圏域によって、ピアサポーターの数や活動状況にばらつきがある。	養成講座を実施する。関係機関にも協力を要請する。	行政	委託先とともに企画立案、養成講座を実施。
		医療	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		福祉	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		その他関係機関・住民等	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①触法に関する研修会開催	未開催	開催	「触法」に関する支援の充実
②ピアサポーター養成講座の開催	未開催	開催	各圏域のピアサポーター数増加
③			

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年4月～	圏域ごとの活動開始 アウトリーチ推進	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域ごとに、協議の場、関係者向け研修会、一般住民向け研修を実施。 ●アウトリーチ推進事業により、ケースを通じた多機関連携の場をつくる。
R3年8月～	精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会・全体会	<ul style="list-style-type: none"> ●「触法」に関する研修会開催。 圏域の状況・好事例共有により、圏域の取り組み加速を図る。
R3年9月～	ピアサポーター関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ピアサポーター養成講座、ピアサポーターとの意見交換会等を実施

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられる次期)	実施する内容
新型コロナウイルス感染感染拡大防止のため、会議や研修会の開催方法の検討		書面開催や、オンライン形式への変更等